別　紙

（仮称）衣浦ポートアイランド第Ⅱ期整備事業計画段階環境配慮書についての知事意見

事業予定者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定し、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。

１　全般的事項

（１）配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。

（２）事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。

２　大気質、騒音、振動

資材、廃棄物等の運搬に用いる車両の主要な走行ルートである市道港南１号線（産業道路）には住宅地等が近接しており、これらの車両の走行に伴う大気質、騒音及び振動により生活環境への影響が懸念される。

このため、生活環境に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

３　水質

事業の実施により流況及び水質への影響が懸念されることから、水環境に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

４　動物、植物、生態系

事業実施想定区域の周辺の矢作川河口域は、シギ・チドリ類などの渡りの中継地であるとともに多種多様な生物が生息・生育していることから、事業の実施により動物、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、専門家等の指導・助言を得ながら、動物、植物及び生態系に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

５　その他

方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。